

会 議 録

会 議 名	令和5年度 第2回福島市男女共同参画審議会
開催日時	令和5年8月28日(月) 午前10時30分から午前11時55分
開催場所	福島市役所 4階庁議室
出席委員	横田智史会長、小澤和枝副会長、赤間幸子委員、佐藤久美子委員、旗野礼子委員、松原喜憲委員、山内圭介委員、横山卓也委員
欠席委員	赤間睦子委員、高橋丈晴委員、元井貴子委員、柳沼靖子委員 前川直哉オブザーバー委員
議 題	議 事 (1) オブザーバー委員紹介 (2) 審議事項 ・パートナーシップ制度について ①概要 ②今後の進め方 ③意見交換 (3) 報告事項 ①男女共同参画ふくしまプラン令和4年度事業実施報告 令和5年度事業実施計画について【確定版】 ②審議会等における女性委員の参画状況について (4) その他
会議資料	・次第 ・諮問書(写) ・パートナーシップ制度の概要 ・導入スケジュール ・男女共同参画ふくしまプラン令和4年度事業実施報告・ 令和5年度事業実施計画について ・審議会等における女性委員の参画状況について
市側出席者	福島市長 木幡 浩 総務部長：矢吹淳一 総務部次長：南澤 大 男女共同参画センター所長：木村佳子 主任：本田太郎

令和5年度 第2回福島市男女共同参画審議会 会議録

日 時：令和5年8月28日（月）午前10時30分～午前11時55分

場 所：福島市役所 庁議室

出席者：委員8名（別紙のとおり）、市長

事務局：4名（総務部長、総務部次長、男女共同参画センター所長、主任）

事務局（次長） 開会
横田会長 あいさつ
市長 あいさつ・諮問

議事

（1）オブザーバー委員紹介

事務局（主任） オブザーバー委員紹介

（2）審議事項

パートナーシップ制度について

横田会長 ①及び②について事務局より一括説明願う。

事務局（主任） ①概要、②今後の進め方、資料により説明

【質疑応答】

松原委員 パートナーシップ制度についてはイメージがあるが、ファミリーシップ制度について説明いただきたい。

事務局（主任） 一般的には、横つなりのパートナー関係をイメージされていると思う。パートナー関係の中にお子さんがある場合、そのおさんは片方のパートナーとは関係性があるが、相手のパートナーとは養子縁組をしないと関係性が作れない。その家庭の人権を守るために、子どもでまで含めた制度設計する自治体が最近が多い。

パートナー同士であれば二人で完結する。一緒に家族がいるかどうかによって、ご家庭全体をフォローできるかが、新しい論点として出てくる。

佐藤委員 市の取り組みの中で新規採用職員に研修をしているが、一般的なイメージでは、若いの方がこういったところに関心を持っていると思う。

新規採用職員以外にもそういう研修の機会があるのか。

事務局（主任） 組織の規模の関係もあり、その部分についてはこちらでも検討させていただきたい。併せて、セクハラやパワハラをはじめとするハラスメントにも関わってくる。もちろんLGBTQも近いテーマになってくるので、間接的ではあるが触れていく必要はあると思う。

- 事務局（部長） 補足になるが、皆さんに毎年男女共同参画プランの実績をお示ししている。先ほど市長からもあったように、例えば女性の参画率等を報告しているが、プランを進める中で、実績を含めて毎年進捗状況を庁内で共有している。職員に対しては、その状況を踏まえ、それぞれに意識してもらっている。様々な研修がある中で、どういう内容を設定するかは、研修全体の中で調整していく部分ではあるが、まずはそういった積み重ねのない新規採用の職員に新たに研修項目として設定した。
- 横山委員 パートナーシップは、パートナー関係を市が証明する制度という説明を受けているが、先ほど市長の話の中でも宣誓ということがあり、宣誓を証明する方式のものと、パートナーシップ関係であることを証明する方式の違いが分かれば教えてほしい。
- 事務局（所長） 法律であれば婚姻届を出して結婚ということになるかと思うが、パートナー関係を市が証明することは難しいことだと感じている。他の自治体では宣誓したことを証明するという自治体が多いと感じている。パートナー関係であることを市がどうやって証明するのかということが問題になってくると思うので、宣誓をしたことを市が証明するところが多い。
- 横山委員 宣誓したことの証明とパートナー関係である証明では、具体的にサービスを利用する際に違いがあるか。
- 事務局（主任） 宣誓を証明することと、そのお二人を証明するということは、お二人の関係を証明することには変わりはない。証明を受けた後の展開としては同じと考えている。
- 事務局（部長） 基本的に、これは自己申告である。お二人の関係について、お二人以外にはわからない。われわれはパートナーであると、宣誓いただき、それを市がパートナーとして認めるという形のやり取りになる。宣誓制度という言い方をしている自治体もあれば、認証制度という言い方をしている自治体もあって、手続き自体に違いはあるが意味は一緒である。それぞれの自治体で決めたサービスが同じように受けられるということなので、宣誓とか認証とか証明というところに大きな違いがあるわけではない、ということでご理解いただきたい。
- 横田会長 横山委員がおっしゃるのは、宣誓したことに証明がひとつ、パートナーとして認められた後にまた証明がひとつ、二つあるのではないかということか。イコールなのかということか。
- 横山委員 これは違うものなのかどうか、同じなのか。
- 事務局（部長） 宣誓していただくということは、ご本人が申請か申告をする。それを市としてきちんと受け止めました証明をして初めてサービスが受けられるということになる。それで一つの制度ということになる。

- 赤間委員 婚姻届のような形でのパートナーとしての受付になるのか。もし解消した場合、婚姻だったら離婚ということになると思うが、解消した場合は何か届出が必要なのか。
- 事務局（所長） 婚姻届とは違うが、何かしらの申請書や申込書、自分たちがこのような関係であるという書類を、先に導入している自治体でも出してもらって、市は戸籍等を確認したうえで、パートナーの証明書を発行するという流れである。解消した場合も、自治体ごとの扱いで、離婚届ではないが、解消届のような、解消したため返還する、という届出していただくところもある。婚姻届と離婚届のようなものを準備するということになる。そのようなイメージかと思う。
- 旗野委員 学校として一番関係するのが緊急時の引き渡しである。学校は確実に保護者に引き渡さなければならない。保護者が来られない、第二次的にパートナーの方を登録している場合でも、パートナーを解消したのに登録が変わらないと誤った引き渡しになってしまう。命を預かっているので、学校としては確実に引き渡しをしなければならない。
- 事務局（主任） 制度を作って証明をするということ、それに紐づく行政サービスは連携が必要だと思う。ほかの自治体を見ると、証明した後の確認は行えない状況のようである。赤間委員がおっしゃったように、解消という事実をもって初めて異動というか、事実の異動が分かるといったこともあるので、特に行政サービスについては各課と協議しなければならない。
- 小澤委員 パートナーシップ制度を導入することが人権の大きな意味があると思う。
- 山内委員 パートナーシップの渋谷区方式と世田谷区方式のメリットとデメリットがあると思う。メリット、デメリットを実際地域でやっている方々は、いろいろ苦労とか不都合なもの、新しいことをやろうとすると当然出てくるし、反対する人も当然出てくると思う。渋谷区方式と世田谷区方式のメリットとデメリットが知りたい。本日はオブザーバーの方の意見を楽しみにしてきた。市長が、条例の見直しをずっと言っていることから、きちんと条例に文言を書き加えていくものになると思う。これから何回も話し合いを重ねて、いろいろな立場の方の意見を聞きながら、少しずつ進めていくことが今は大切ではないか。意見である。
- 佐藤委員 全国でも空白県、宮城と福島だけという状況で、全国的には導入は進んでいる。弁護士会でも、昨年パートナーシップ制度の導入を求めた。福島市が導入ということで歓迎的に受け止めている。私自身は、導入は当然で、その中身の具体的なものを話し合っていくのがこの審議会の役割だと思って今日来ている。前川先生が欠席だが積極的にされている方なので、私もこの審議会に関わらせていただきたいと思います。

横田会長 前川先生とは、次回以降に深めていければいいと思っている。

横山委員 導入状況で、47都道府県中12だが、地域的な偏りや特徴はあるか。

事務局（主任） 青森県と秋田県は導入しているが、東北地方は少ない。
茨城県、栃木県、群馬県の3県は連携協定で、住民票を異動しても引き継ぎ受けられるという体制もとられているという特徴がある。政令指定都市と都道府県の関係もあるので、結論としては全国バラバラである。

赤間委員 高齢者も含めた地域の方々の理解を深めるにはどうしたらいいか。単語はわかっているが、なかなか気持ちの上では受け入れられない、私は反対だという方もいる。私も一生懸命に覚えようとしているが、LGBTという言葉もなかなか入ってこない。

事務局（主任） 地域の皆様に理解をいただいて初めて進んでいく制度だと思っている。今回諮問ということで制度が先に走るが、最終的な目標は地域の皆様の理解のもとに制度を運用していくことが一番大切である。地域への活動をご紹介しますと、昨年度の出前講座において地区の民協定例会へ出講した。受講アンケートからは、言葉自体がなじみにくい、実際どうすればいいのかという意見があった。アライを一人でも増やしていくことが地域の目標である。例えば、カミングアウトという言葉がある。ご本人が自分のことをお伝えしたとき、受け止めることが大切である。これがアライになることである。逆にやってはいけないことは、アウトティングという暴露である。これは絶対に本人の同意なしでは開示してはいけないことである。最終的には思いやりをもって接するなど、そういった点も人と人との関係性になっていくのかなと。LGBTQという言葉をもっと理解していただかないと進まないと思っている。出前講座も行っているので、ぜひよろしくお願ひしたい。

小澤委員 女団連ではいろいろな組織が活動している。人権と平和展が開催された時にも、自分たちが活動していることを展示しているが、そういった活動の中で、私もなるべく勉強しなければならない。新聞を読んでも理解を深めたいと思ってやっているが、パートナーシップ制度がないために非常に苦しんでいる人たちがたくさんいる。新聞で「私はだから海外に行きました」といったことを見た。パートナーシップ制度があったとしても、普通の結婚と同じにはならない。同じ人間として生まれた以上、いろいろな多様性というのがある。大きな意味においてパートナーシップ制度は入口だと思う。やっとここに来たな、という思いで人権という意味でぜひ進めていただきたいと思う。

横田会長 市長のお話で、同性パートナーだけでなく、異性間の事実婚に関しても議論していただきたいという話もあった。

松原委員 私の立場から言うと、企業における具体的なパートナーシップ制度に関わることは、例えば何か記入する場合に、男、女、その他、あるいは性別が不要であれば書かないということが普通になってきていると思っている。事実婚についても、例えば労働組合から結婚祝い金がある場合に、これまでは法的な婚姻じゃないと認めていないというのがあった。現在は、企業によっては事実婚であっても認めますというところはある。それに対応していかないといけないと思っている。もちろん人権という立場でもそうだし、働くもの、もっと言えば就職していただくということから見ても、企業としてそういう考え方がきちんと整っていることが必要だと思っている。

佐藤委員 個人的な意見になるが、各自の自由を尊重するのであれば、もちろん同性婚の方だけでは、事実婚の方との不均衡が生じるのではないかと思っている。全国的にもパートナーシップ制度の対象がまだ同性婚だけだということが多いと聞いている。福島市でこれから導入するのであれば、事実婚も対象にするということで、福島市は自由の尊重が厚いというメッセージにもなる。市長が言っていた、若い女性の定住化にもつながるが、パートナーシップ制度がないことが移住の制限になるということが実際にあると当事者の方に聞いたことがある。若い女性が、女性に限らず若い人材が、若いも古いも関係ないのかもしれないが、これからはパートナーシップ制度がないということが、居住にマイナスなイメージになる状況だということで、私としては対象にすべきだと考える。

事務局（所長） これから、どういった範囲にするか、事実婚も含め、審議会の中で皆様のご意見や、例えばアンケートや学生の意見を伺いながら、どういう作りにするか議論いただき、福島市で作るときにより良いものができるばと思っている。今日初めてで、皆様からいろいろな意見を頂戴できた。次回からもっと深く進んでいくことになるので、事務局としてもいろいろな資料や問題を提示しながら協議できればと思う。

横田会長 ありがとうございます。次回もっと深い議論になるようよろしく願いしたい。

(3) ①令和4年度実施状況及び令和5年度実施計画（確定版）について

横田会長 事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料にて説明

（質疑応答なし）

②審議会等における女性委員の参画状況について

横田会長 事務局より説明願う。

事務局（主任） 資料2にて説明

横田会長 質疑あるか。

山内委員 いろいろな数値をすぐには把握できないが、向上しているのは大変素晴らしい。災害が多い県であり、実際の災害時も、子供からお年寄りまで避難してくる会場では、以前は毛布が少しあるくらいだったのが、少しずつ改善されていて、場所によっては授乳のための場所やテントが分けられていたり、生理用品が置いてあったり、視点が向上していると思う。防災会議というと、当然防災に関するものであるため、筋骨隆々な男性が出てくるイメージがあって、女性の席が少ないのではないかと思う。しかし、防災、災害のところに女性がいると助かる。男が何人という話ではなく、その座る席そのものに災害サポートといったように女性が入っていただけるとありがたい。座席ということで、決められた席に男が出るか女が出るかではなく、女性の目線から席を増やしていくことが実効性のある、また数値にも関連して上がってくるのではないかと思った。意見である。

事務局（主任） 後ろのページに各審議会の内訳等があり、防災会議等についても令和4年度から令和5年度にかけて、女性の人数を増やしたところも踏まえて対応を進めている。特に防災については、女性ならではの問題やプライバシーの問題など、きめ細やかな対応が必要かと思うので、そこについても併せて進めているところである。

横田会長 そのほか、あるか。

（なし）

（4）その他

事務局からの連絡事項

事務局（次長） 閉会